

高知市生産緑地地区の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく生産緑地地区の指定等に関し、法、生産緑地法施行令（昭和49年政令第285号）及び生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地等 法第2条第1号に規定する農地等をいう。
- (2) 主たる従事者 農地等において営まれる農林漁業の主たる従事者をいう。

(指定の要件)

第3条 生産緑地地区の指定（以下「指定」という。）を受けることができる農地等は、次に掲げる農地等とする。

- (1) 法第3条第1項に規定する一団の農地等で、次の要件を満たすもの
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路（同条第2項の規定により道路とみなされるものを含む。）に2メートル以上接していること。
 - イ 個々の農地等の面積がそれぞれ100平方メートル以上であること。
- (2) 既に生産緑地地区に指定されている農地等と一団の農地等を構成している農地等で、面積が100平方メートル以上であるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかを満たさない場合は、指定をしないものとする。

- (1) 農地について指定を受けようとする場合にあっては、個々の農地の主たる従事者及びその世帯員等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第2項に規定する世帯員等をいう。）が現に耕作している農地（指定を受けようとするもの以外のものを含む。）の面積の合計がそれぞれ1,000平方メートル以上であること。
- (2) 指定を受けようとする農地等の主たる従事者が60歳以上である場合は、60歳未満の後継者を指名していること。

(事前審査の申込み)

第4条 指定を受けようとする者は、次条の申請の前に、前条に規定する要件（同条第2項第2号に掲げる要件を除く。）を満たすかどうかの審査を受けなければならない。

2 前項の審査を受けようとする者は、生産緑地地区指定事前審査申込書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申込みをしなければならない。

3 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、生産緑地地区指定事前審査結果通知書（様式第2号）によりその結果を当該申込みをした者に通知するものとする。

(指定の申請)

第5条 前条第3項の規定により第3条に規定する要件を満たす旨の通知を受けた者は、指定を受けようとするときは、生産緑地地区指定申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、第5号に掲げる書類にあっては指定を受けようとする農地等の主たる従事者が60歳未満である場合、第6号に掲げる書類にあっては指定を受けようとする農地等が法第3条第3項に規定する土地である場合は、添付を要しない。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 土地の登記事項証明書
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) 生産緑地地区指定後継者届出書（様式第4号）
- (6) 生産緑地地区指定同意書（様式第5号）
- (7) 生産緑地地区指定誓約書（様式第6号）

- (8) 生産緑地地区災害協力確認書（様式第7号）
- (9) 生産緑地地区変更届出等誓約書（様式第8号）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（指定の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、高知市都市計画審議会（高知市都市計画審議会条例（平成12年条例第11号）第1条に規定する高知市都市計画審議会をいう。）の調査審議を経て、指定の可否を決定し、適当と認めるときは生産緑地地区指定決定通知書（様式第9号）により、適当でないと認めるときは生産緑地地区指定申請却下通知書（様式第10号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（公表）

第7条 市長は、指定をしたときは、高知市ホームページ等において、その旨を公表するものとする。

（管理の指導）

第8条 市長は、良好な都市環境の形成に資するよう、高知市農業委員会の協力の下に、生産緑地地区内における農地等利害関係人に対し、生産緑地地区の適正な管理について、指導を行うものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、生産緑地地区の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年11月11日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の高知市生産緑地地区の指定等に関する要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市生産緑地地区の指定等に関する要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。